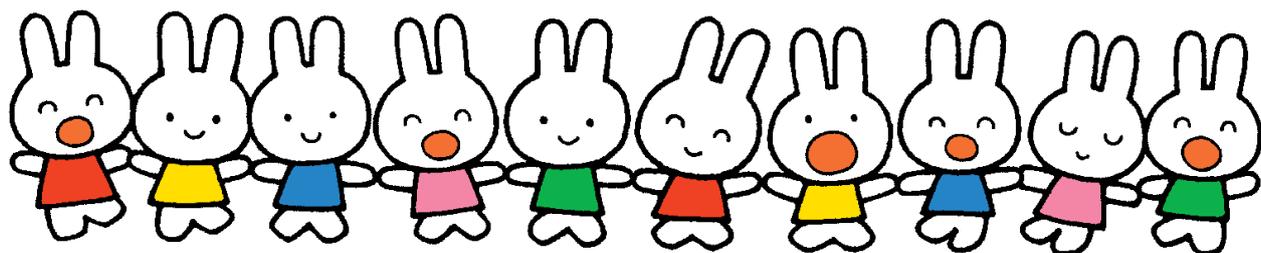


川崎町放課後健全育成事業

学童クラブ入所のご案内



川崎町役場 社会福祉課子ども係



<目次>

1. 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは
2. 学童クラブ一覧
3. 実施日・実施期間
4. 休業日
5. 対象児童について
6. 申請から入所までの流れ
7. 学童クラブを退所する場合は
8. 提出書類について
9. 利用料について
10. お弁当・おやつについて
11. 家庭との連絡について
12. 病気、障がいについて
13. 健康支援
14. 感染症予防
15. 持ち物について
16. 活動内容
17. 災害発生時（地震、風水害等）や緊急のときの
対応について
18. 事故予防
19. 器物等の破損事故
20. 宿題について
21. 苦情対応
22. 人権尊重
23. 情報の取り扱い



1. 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは

保護者の労働または疾病などの理由で、放課後や夏休み等の長期休暇などに家庭において適切な保護が受けられない児童を預かり、集団生活や遊びを通して児童の健全育成を図ることを目的としています。

学童クラブでは、「ただいま」「おかえり」の挨拶から始まり、友達と絵を描いたり、ゲームやボール遊びをしたり、また、読書や自主学習にも励む元気な子どもたちでにぎわいます。

児童が安全に過ごす中で、家庭に代わり遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることが目的で、「学童クラブが保護者に代わって生活全般を指導する」ではありません。

あくまでも「保護者の皆さんが家庭の中で児童を温かく育むためのお手伝いをする」ものです。

※川崎町は、川崎町学童クラブ運営委員会連絡会に委託しています。

川崎町学童クラブ運営委員会連絡会（五校会）とは

学童に入所している子どもの保護者で運営している保護者会組織です。川崎町の学童保育の発展に積極的に取り組み、保育内容の研究、施設の拡充等を推進しています。共働き世帯等における子育て支援を相互に図ることを目的とし、その中で「川崎小学校学童クラブ、川崎東小学校学童クラブ、池尻小学校学童クラブ、真崎小学校学童クラブ、すみれ学童クラブ」の各役員、特別に参加を必要とする各学童クラブの保護者において会長が認める者や学童保育関係者等が代表者組織となり、重要な事項について決定をしています。

＜五校会＞は、次の事業を行います

- ・各学童クラブ間の連絡協調及び活動の促進
- ・学童クラブ施設等の環境づくり
- ・各学童クラブ相互の親睦並びに資質向上
- ・指導員との交流、及び待遇改善の支援
- ・その他、学童クラブ活動の発展のために町との協議及び要望を図る



2. 学童クラブ一覧



| 放課後児童クラブ名 | 場所 | 電話番号 | 受入上限人数 |
|-----------|----------|--------------|--------|
| 真崎小学童クラブ | 校舎内 | 0947-73-4469 | 55人 |
| 川崎小学童クラブ | 運動場内専用施設 | 0947-73-4462 | 60人 |
| 川崎東小学童クラブ | 校舎内 | 0947-73-4468 | 40人 |
| 池尻小学童クラブ | 校舎内 | 0947-42-0910 | 40人 |
| すみれ学童クラブ | すみれ児童館 | 0947-72-7033 | 45人 |



3. 実施日・実施時間

| | |
|------------------------|-----------------|
| 授業のある日（月曜日から金曜日） | 授業が終了したとき～18：40 |
| 土曜日 | 7：30～18：40 |
| 長期休暇日・学校休校日等（月曜日から金曜日） | 7：30～18：40 |

※児童の安全確保のため、保護者の送迎を原則としています。
開設時間内に送迎してください。

※感染症などにより学級閉鎖となった場合、閉鎖期間が終わるまで、該当する学級の児童は学童クラブを利用できません。学校閉鎖の時は、学童クラブも閉鎖します。
(詳しいことは、各学童クラブにお尋ねください。)



4. 休業日

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- 1月2日、1月3日、8月13日、8月14日、8月15日、12月29日 12月30日、12月31日



5. 対象児童について

(1) 対象児童

川崎町内に設置する小学校に就学し、川崎町内に在住している児童
(小学1年生～小学6年生まで)

(2) 要件

児童の保護者のいずれもが次のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合。

- 常時、仕事をしている。
- 病気やケガをしている、又は、心身に障がいがある。
- 長期にわたって、病気や心身に障がいのある親族を介護している。
- 母親が出産の前後である。
- その他町長が認める上記に類する状態にある。

上記に該当していても、入所希望者が多数いるときは入所できない場合がありますので、ご了承ください。





6. 申込から入所までの流れ

受付期間と受付場所

< 4月入所 >

- ・受付期間：毎年2月上旬～3月中旬
※入所決定は、先着順ではありません。
- ・受付場所：各学童クラブ
新一年生の場合は、小学校の入学説明会（2月上旬）でご案内します。

< 各月入所 >

定員に空きがあれば、4月以外の入所も可能です。（原則各月初日入所）
※長期休暇（夏休み、冬休み、春休み）期間中のみのご利用はできません。

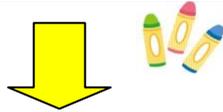


書類審査による入所審査

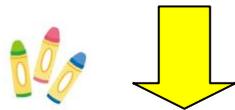
希望者が多数いるときは入所できない場合がありますので、ご了承ください。
入所に関する基準に基づき、優先順位により決定します。

※次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないことがあります。

- 対象児童が感染性の疾病にかかっているとき
- 対象児童が心身の虚弱等により集団生活に耐えうることができないと認められるとき
- 学童クラブの運営上、支障があると認められるとき
（例）利用料の未納がある場合（兄弟姉妹分を含む）



決定通知（利用承認・不承認決定）
毎年、3月下旬に通知を送ります。



入所説明会及び各学童クラブ保護者会

入所に当たっての注意事項や持ち物など事前説明会を各学童クラブで行います。
必ず、ご参加ください。
開催日については、各学童クラブで異なりますので、指導員へお尋ねください。

保護者の勤務先、勤務時間、住所、氏名等、申込時の内容に変更があり、申請時の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。申請を取り下げる場合及び入所を辞退される場合は、速やかに利用している学童クラブの指導員へご連絡ください。





7. 学童クラブを退所する場合は

学童クラブのご利用を途中でお辞めになる場合は、学童クラブに備えてある「川崎町学童クラブ退所届」(以下「退所届」といいます)をご記入の上、退所を希望する月の15日までに指導員へご提出をお願いします。

提出された月の末日まで、学童クラブのご利用は可能です。
退所届の提出される日がやむを得ないご事情により15日を過ぎる場合は、必ず指導員までご相談をお願いします。



<利用の取消>

次に該当すると認められた場合は、利用を取り消す場合もあります。

- ・保護者の適切な保護が受けられるようになったとき。
- ・長期無断欠席等により退会を命じられたとき。
- ・保護者が負担金を納付せず退会を命じられたとき。
- ・健康又は行動に著しい問題がある等、児童が集団活動に不適切であると認められたとき。

【ご注意ください】

※退所届をご提出されるまでは、学童クラブに在籍されているという扱いになります。
そのため、学童クラブをご利用されていなくても在籍となった月の学童クラブ利用料はご納付していただくこととなります。退所される際は必ず退所届のご提出をお願いします。

多くの方々が学童クラブをご利用
できますよう、ご協力をお願いします。





8. 提出書類について

① 「川崎町放課後児童入所申込書（兼児童台帳）」（児童1人につき、1枚）

② 「保育を必要とする状況を証明する書類」⇒下記を参照ください。

<学童クラブを必要とする状況を証明する書類>

| | |
|------------|---|
| ●働いている場合 | 雇用証明書 ※農業・自営業等の方は、「家庭での保育不能に係る申立書」を添えて提出してください。 |
| ●病気等 | 医師の診断書 ※「家庭での保育不能に係る申立書」を添えて提出してください。 |
| ●同居の病人等の介護 | 「障害者手帳の写し」または介護を受ける方の医師の「診断書」など介護認定を受けている場合は「介護保険者証の写し」等 ※「家庭での保育不能に係る申立書」を添えて提出してください。 |
| ●出産 | 出産予定日が入った医師の「診断書」または「母子手帳の写し」など |
| ●就学 | 通学先の学校が証明した「在学（通学）証明書」 ※「家庭での保育不能に係る申立書」を添えて提出してください。 ※在学（通学）期間を記載してもらってください。 ※通信教育は入所理由に該当しません。 |

※詳しいことは、各学童クラブの指導員へお尋ねください。



9. 利用料について

クラブ費・・・・・・・・・・4,500円（おやつ代800円を含む）

※今後、変更になることもあります。

保護者会費・・・・・・・・・・500円から1,000円

※今後、変更になることもあります。

※各学童クラブで異なりますので、詳細は各クラブへお尋ねください。

※納付方法については、各学童クラブへお尋ねください。

※学童クラブ利用料は月額制です。学童クラブをご利用した日数に関わらず、在籍していれば1ヶ月分の利用料が必要です。

保険料・・・学童クラブ活動中におきたケガや賠償責任などの事故について、補償される保険に加入していただきます。一人当たり年間800円です。



10. お弁当・おやつについて

◎学童クラブでは、毎日おやつを提供しています。
おやつ代は、学童クラブ費の中に含まれています。

◎土曜日や休校日など給食がない日については、お弁当持参をお願いします。
児童にお金を持たせて途中で買い出し等に行くなどは、行っておりませんので、ご了承をお願いします。

<食物アレルギーがある児童について>

- ・学童クラブでは個別対応できませんので、おやつについては、持参をお願いします。
- ・1週間分のおやつを預かりますので、氏名を記入した袋に保存や賞味期限等考慮したおやつを入れて指導員に預けてください。

※詳しくは面談でおこないますので、入所前に指導員へご連絡ください。



11. 家庭と連絡について

次の場合は、指導員に電話などで連絡してください。

※児童の口頭での連絡は認めません。必ず連絡帳または電話で連絡してください。

- (1) 欠席する場合（学校とは別に直接学童クラブへご連絡ください。
- (2) 都合で迎え予定時間に変更がある場合
- (3) お迎えの方が変更する場合

次の場合は、指導員から保護者の緊急連絡先等へ連絡をさせていただきます。

- (1) 児童が体調を崩している場合
- (2) 児童がケガをした場合
- (3) 連絡がなく児童が学童クラブに来ない場合
- (4) お迎えがいつもと違う方で連絡がない場合
- (5) その他、指導員が連絡を必要と判断した場合
- (6) 災害発生時及び災害が予想されるとき





1 2. 病気、障がいについて

児童に持病、障がい等がある場合または、疾病等で不安がある場合は前もってお知らせください。

集団生活の場である学童クラブにおいて伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定される伝染病にかかった場合又は、その疑いのある児童の利用を制限します。学校教育法施行規則において規定される出席停止期間内の学童クラブの利用はできません。

伝染病などで学級・学年閉鎖になったクラスの児童はその期間の受け入れはできません。
また、感染症等で学校が臨時休校になった場合は、学童クラブも休会となります。



1 3. 健康支援

1. クラブでの活動中に発熱（38℃を目安）・体調不良・健康状態の変化が著しい場合・傷害が発生した場合、保護者様の緊急連絡先にご連絡を致します。

保護者様のご都合上、すぐにお迎えに来れない場合には、ご相談ください。

※緊急を要する場合以外、クラブでの医療機関代理受診等は出来かねますのでご了承ください。

（緊急を要する例：食中毒、意識がない、呼吸困難、容体急変など）

2. 万が一、クラブで怪我をしてしまった場合、医師の診察が必要な場合は、保護者様にご連絡の後医療機関での受診を行います。

3. 与薬について

クラブにおいて与薬を行う場合は、医師の処方箋による薬に限定させていただきます。

市販薬など、保護者様のご判断でお持ちになった薬は、取り扱えません。



《薬の持参方法》

①使用する薬は1回分ずつ分けて、当日分のみ与薬依頼票と一緒に持ち下さい。

②薬間違い防止のため、袋や容器にお子さんのお名前をご記名下さい。

《保護者様にお守り頂きたいこと》

- ①クラブでの与薬をご希望の場合は、「与薬依頼票」を必ずご提出下さい。
「与薬依頼票」は学童クラブに用意してあります。
- ② 坐薬には対応できかねますので、坐薬を使用するような症状の場合には、ご自宅での療養をお願いいたします。(病児・病後児には対応していません)
- ③ 慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等）の与薬は、主治医の指示に従うと共に、あらかじめ指導員と面談の上ご相談下さい。

※指導員は、医療の専門ではないため、対応できない場合はお断りさせていただく場合もございますのでご了承くださいますようお願いいたします。



14. 感染予防

1. 学童クラブは集団生活の場ゆえに、予防接種を推奨しています。
2. クラブ活動中に感染症の疑いが見られた場合には、保護者様のご了解を得ない段階においても、集団からの隔離や送迎方法の変更など、お子さんのプライバシーを配慮しつつ、クラブの判断で対応させて頂くことがございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
3. 感染症等の流行の兆しが予測される場合には、口頭や文書で注意喚起を実施するとともに、情報を適時に提供致します。



15. 持ち物について



学童クラブは、大勢の子どもたちが集う場です。
子ども自身では十分な持ち物管理ができないこともあり、学童クラブでは対応しきれない部分もあります。

持ち物の紛失・損失も考慮し、学童クラブでの活動に必要なない現金や貴重品、華美なもの、ゲーム等は持たせないようお願いいたします。

- ①持ち物には、小さな物にも必ず記名をお願いします。
- ②ゲームや玩具等を持たせないようお願いいたします。



16. 活動内容



(1) 日課の目安

| 時間 | 児童の活動 | 目的 | 指導員の活動 |
|-----------------|---------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 下校時～15:00 | 登会（下校）、宿題、自由遊び等又は休息 | 学習の（宿題）の自主的な習慣性を養う | 健康状態確認 学校での様子を聞く 計画に基づく活動 |
| 15:00～ 15:30 | 「おやつ」 話し合い | 栄養（水分）補給 食物の大切さを養う | 出欠席状況把握 連絡事項、生活指導 |
| 15:30～ 17:30 | 自由遊び、工作、読み聞かせ、紙芝居等 | 集団行動における協調性を養い、友達の大切さを学ぶ | 計画に基づく活動、 児童の活動状況観察 集団活動の援助 |
| 17:30～ 18:40 | 教室の片づけ及び掃除、 帰宅準備 | 整理整頓・共有物の使い方学ぶ | 掃除、その日の反省 日誌記入、その他 |

(2) 夏休み、冬休み、春休み期間の日課については、各学童クラブでスケジュールを立てて運営されています。

(3) 年間行事は、お楽しみ会、年中行事、工作等各学童クラブで独自のプログラムを立てて実施しています。



17. 災害発生時（地震、風水害等）や緊急のときの対応について

風雪水害等や感染症等で学校が臨時休校になった場合、学童クラブは休会となります。一斉下校（短縮授業）等になった場合、学童クラブは原則として午後1時30分からの開設となりますが、状況により臨時休会または開設時間が変更になる場合があります。

災害発生時及び災害が予想されるときは、直接保護者に児童をお引き渡しいたします。

仕事や交通の事情により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れて迎えに来る場合でもお引き渡しするまでは保護しておりますので、速やかに迎えに来てください。

災害時は電話の不通等が予想されますので、状況により、自主的なお迎えをお願いいたします。児童の安全が確保できない場合は、臨時休会または終了時間繰上げとなる場合もありますので、ご了承をお願いします。

※その他、クラブ活動中のケガ、病気の発生や重大な事故など危険が予測されるときは、状況に応じてお迎えをお願いする場合があります。





18. 事故予防

(1) 子ども同士のトラブルで怪我が起こってしまった場合、双方のご家庭に相手のお子さんの名前を伝えさせて頂いています。

「相手のお子さんの名前を知った上で、お会いしたときに謝罪をしたい。」という保護者からのご意見や、これから共に過ごしていく友だち、保護者同士、わだかまりなく良い関係を作っていただきたいということもあり、このような対応をとらせて頂いています。

ご理解くださいますようお願いいたします。

(2) 子どもの発達段階に応じた育成支援環境を設定し、事故防止に努めます。



19. 器物等の破損事故

施設や備品などクラブ活動中に子どもが破損させてしまう恐れがあるものは色々あります。破損事故が起きたときは、それが故意によるものなのか、不可抗力によるものなのかを調べます。

事情もなく故意に器物を破損させた場合は、その費用を保護者の方にご負担いただく場合がありますので、ご理解をお願いします。



20. 宿題について

学童クラブでは「宿題をやる」という習慣と姿勢を身に着けるサポートを行います。

宿題の中身や学力の確認はご家庭でも行っていただきますようお願いいたします。





2 1. 苦情対応

苦情対応の取り組みについて「苦情解決規則」に基づき対応します。

| | |
|----------------|--|
| 目的 | 社会福祉法第82条の規定に局長通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に基づき、利用者からの苦情・意見要望等を解決する仕組みです。 |
| 苦情等解決責任者 | 川崎町学童クラブ運営委員会連絡会 会長 |
| 苦情受付担当者 | 川崎町学童クラブ運営委員会連絡会 事務 |
| 第三者委員 | 社会福祉課長 |
| <u>苦情処理の流れ</u> | ①保護者からのご相談・ご意見・苦情の申し出 ②ご相談・苦情内容・保護者のご意向等の確認と記録 ③受け付けた相談・苦情及びその改善状況等、責任者へ報告・助言。 必要があれば第三者委員への報告・助言 ④ご相談・ご意見・苦情の対応結果について、申し出人に報告 ⑤個人情報に関するものを除き、事業報告書や広報紙等に実績を掲載し公表 |

※直接、解決責任者または第三者委員に申し立てもできます。



2 2. 人権尊重

1. 人権尊重

- ①子ども一人ひとりの状態、特性を把握し、個別重視の育成支援を提供し、着実な育成支援の展開をします。
- ②かわりにおいては、子どもの身体的苦痛や人格を虐めることがないように育成支援を実施します。

2. 児童虐待防止

児童虐待防止法に基づき、子どもに虐待の疑いがある場合、当クラブは関係機関への通告義務が課せられます。

3. プライバシー保護

- ①子どもの着替えや排泄の場が、放課後児童指導員以外の大人の視界に入らないよう配慮します。
- ②着替えや排泄場面は、画像その他メディアに残さず、クラブ内およびクラブ外に漏洩することのないよう配慮をします。
- ③指導員等の教育訓練を定期的実施しています。



23. 情報の取り扱い

1. 個人情報保護

- ①児童福祉法第18条の22「保育教諭は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。」と定められた法令を準用し、順守します。
- ②保護者からの個人情報をご提供頂く場合は、「収集目的・学童クラブの対応窓口・学童クラブが個人情報を提供する機関の範囲」等を原則お知らせします。
- ③各クラブは、保護者からのご提供頂いた個人情報を、有益と思われる学童クラブの育成支援と正当な目的のためにのみ使用します。
- ④個人情報は適切に管理し、保護者の承諾を得た機関（川崎町役場）以外の第三者に、一切開示・提供はしません。
- ⑤上記④に関わらず、保護者の承諾の上で個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩や再提供などの錦糸を契約により義務付け、適切な管理をします。
- ⑥保護者ご自身の個人情報の確認、修正などを希望される場合は、学童クラブ対応窓口までご連絡いただくことにより、合理的な範囲で速やかに対応します。

2. 情報管理

学童クラブでは「情報管理規定」に基づき、ご利用者に関するすべての情報が漏洩のないよう致します。

◎指導員等の教育訓練を定期的実施しています。



このページについてのお問い合わせ

川崎町役場 社会福祉課子ども係

TEL 0947-72-3000

(内線：131・132)